

第19回甲府地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成23年10月28日（金）午後2時45分から午後4時50分まで

2 場所 甲府地方裁判所201号法廷，212号法廷

3 出席者

（地裁委員・五十音順）

井口委員，上原委員，片山委員，金井委員（委員長），北島委員，長澤委員，
早川委員，平田委員，深澤委員，深沢委員，細谷委員，向山委員

（甲府地方裁判所）

岩淵民事首席書記官，篠原刑事首席書記官，江川事務局長，望月事務局次長，
本田総務課長，中原総務課課長補佐（書記），風間庶務係長（書記）

4 議事等

(1) 本日のテーマ及び進行について（別紙「意見交換等の概要」の1のとおり）

(2) 刑事事件の傍聴

（休憩）

(3) 裁判員裁判の実施状況報告（別紙「意見交換等の概要」の2のとおり）

(4) 意見交換の概要（別紙「意見交換等の概要」の3のとおり）

5 次回委員会の期日

事務局から，各委員に書面により照会し，5月中旬から下旬に開催できるよう調整する。

(別紙)

意見交換等の概要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

1 本日のテーマ及び進行について

■ 本日は、皆さんに道路交通法違反（酒気帯び運転）の刑事事件を法廷で傍聴していただき、休憩を挟んで、裁判員裁判の実施状況について深沢委員からの報告を受けた後、傍聴した事件や裁判員裁判について意見交換を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(進行予定について意見なし)

2 裁判員裁判の実施状況報告

■ 会場となっているこの法廷（201号法廷）は、実際に裁判員裁判で使用する法廷です。法壇上の中央3人の裁判官を挟んで両側3人ずつ裁判員が着席して審理を行う形になります。

本日は、法律家以外の委員のみなさんには法壇に座っていただき、検察官・弁護士の委員（片山委員，深澤委員）には、検察官席，辩护人席に座っていただきました。この形で説明を受けた上、意見交換をしたいと思います。

□（深沢委員）これから、裁判員裁判の実施状況等について、全国の状況と甲府地裁の状況を説明させていただきます。

まず、制度実施から本年7月末までに全国の裁判所に起訴された裁判員裁判の被告人の延べ人員は、4002人で、このうち甲府地裁に起訴されたのは30人です。また、これらの事件のうち、本年7月末までに判決を受けた被告人の実人員は、全国で2574人、このうち甲府地裁は19人となっています。

次に、これまで判決が出された裁判員裁判について、罪名別の件数を見ますと、全国的には、強盗致傷が一番多く、次いで殺人，現住建造物等放火の順になっています。甲府地裁でも強盗致傷，殺人の順ですが、この2つ

で70%以上を占めています。

次に、裁判員が選ばれるまでの流れを御説明します。まず、各市町村の選挙管理委員会がくじで選んだ名簿をもとに、地方裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成し、11月ころその人たちに通知します。次に、具体的な事件ごとに、その名簿の中から裁判員候補者をくじで選びます。そして、選任手続当日、裁判所に来られた裁判員候補者の中から、支障の有無を伺った上で、裁判員や補充裁判員をくじで選び、実際の裁判に参加していただくことになります。なお、最終的に裁判員が決まるまでには、3回にわたり辞退の申出の機会があり、それについて判断が行われております。

具体的な事件について裁判所においていただく裁判員候補者について見てみますと、制度実施から本年7月末までに選定された裁判員候補者の総数は、全国で21万4826人、このうち辞退が認められた数は11万7598人ののぼり、裁判員候補者全体の54.7%が辞退を認められています。甲府地裁でこれまでに選定された裁判員候補者の総数は1735人で、このうち辞退が認められた数は1002人ののぼり、裁判員候補者全体の57.7%が辞退を認められています。

また、選任手続期日への出席率、これは、具体的な事件について選ばれた裁判員候補者の総数から呼び出さない措置や呼出取消しがされた人などを差し引いた「選任手続期日に出席を求められた人」のうち「現に選任手続期日に出席した人」の割合をいいますが、この出席率は全国では80.3%であるのに対し、甲府地裁では72.8%とやや低くなっています。なぜこのような結果になったのかはよく分かりませんが、交通の便がよくないということも影響しているのかもしれませんが。

次に、最終的に裁判員に選ばれた方の数ですが、制度実施から本年6月末までの数字を見てみますと、裁判員に選ばれた方は全国で1万3093人、甲府地裁では102人が裁判員として事件を担当されております。

次に、実際に裁判員を経験した人に対するアンケートの結果に基づいて、性別、年齢、職業の内訳をお示しします。まず、性別は、全国と甲府地裁ではほぼ同様に、女性より男性がやや多くなっています。年齢も、全国、甲府地裁とも、20代から60代までまんべんなく選ばれています。甲府地裁は全国に比べて40代の比率がやや多いようです。職業の内訳も、全国と甲府地裁は同じような傾向ですが、甲府地裁は「専業主婦（主夫）」の割合がやや少ないと言えましょうか。いずれにしても、もとなる裁判員候補者名簿は、各市町村が選挙人名簿に基づいて、無作為抽出される仕組みですので、基本的には、選挙人名簿に登載されている方の実態を反映したものになると考えられます。

次に、審理や評議の状況を見てみますと、まず、裁判員が裁判手続に参加した日数については、全国的には4日が一番多く、次に3日となっていますが、甲府地裁では5日を超えて10日以内が一番多く、次に5日となっており、全国の傾向とはかなり違っています。これは、甲府地裁でこれまで審理した事件にたまたま否認事件が多かったことや一人の被告人に対する起訴事実が多かったためです。

次に、審理内容の理解のしやすさでは、全国、甲府地裁とも、60%以上の方が、「理解しやすかった」とされており、「理解しにくかった」と回答された方は7%程度にとどまっています。ただ、新聞報道などで御承知かもしれませんが、「理解しやすかった」とされた方々の割合は当初よりも低くなっており、当初、甲府地裁では90%、全国では70%程度の方が「理解しやすかった」と回答されていましたが、現在ではいずれも60%程度になっています。この原因としては、当初よりも複雑、困難な事件が審理されていることが上げられますが、それだけでなく、書面に頼る審理が行われるようになってきているのではないかと指摘されています。

次に、裁判官と裁判員が結論を出すために行う評議の充実度について見て

みますと、全国で72%程度、甲府地裁では76%程度の方が、「十分に議論できた」と回答されています。これについても、推移を見てみますと、甲府地裁では先ほどの「審理内容の理解のしやすさ」とは逆に、「十分議論できた」とする割合が増加しています。

次に、裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判に参加した後の感想を紹介します。全国では、裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と回答された方の合計が53.3%に上っていましたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計95.2%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答しています。甲府地裁でも、同様の傾向にあり、「非常によい経験と感じた」と回答された方の割合がやや少ないものの、「よい経験と感じた」との回答を加えた合計は96.1%となっており、いずれも充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます。

最後に、裁判所の対応に対する全体的な印象についてですが、裁判員に選ばれた方のうち、全国では74.8%、甲府地裁では76.5%の方々に「適切であった」との回答をいただいています。今後とも充実した審理が行えるよう努めてまいりたいと思います。ちなみに、甲府地裁には、今年6月以降10月までの5か月間に合計15件の事件が起訴されました。最初の1年間は8件、2年目は11件の起訴でしたので、この数か月間にとっても多くの起訴があったということになります。これから来年に向け、こうした事件について、次々と審理をし、判決をしていくことになるのではないかと思います。ご関心のある方は是非実際の裁判員裁判を傍聴していただければと思います。

3 意見交換

- 全国と甲府の裁判員裁判の状況について御報告させていただきました。それでは、この報告及び裁判員制度について、疑問点・御質問等がありますか。

- 裁判員制度が始まって、裁判官、検察官及び弁護士の姿勢や考え方が変わったように見受けられますか。
- (片山委員) 変わりました。従来の刑事裁判では、先ほど傍聴された事件のように書面のやりとりを多く行うのですが、現在の裁判員裁判では、なるべく、口頭主義、直接主義ということで、法廷で直接話しをして、そのやり取りで裁判員に分かっていただくように変わってきています。検察官もなるべく分かりやすいようにパワーポイントを使用するなど工夫をしており、検察官の立証もかなり変わったという印象です。
- (深澤委員) 検察官が言われたように、直接主義的などころにかなり重点が置かれるようになったことが変わりました。ただ、比較されると、検察官はパワーポイントをふんだんに使っていて分かりやすく、弁護士は分かりにくいと批判や評価をされておりますので、弁護士会としてもそういうことのないように一生懸命やろうと思いますが、組織力が違うのでかなりかなわないなあという感想をもっています。また、裁判員の方が参加する前から審理手続をどのように進行していくか整理するという公判前整理手続の中で、弁護士、検察官及び裁判所が相当な時間をかけて、法廷において短時間で分かりやすくするという努力をしている点も相当変わったと思っています。
- (深沢委員) 従来の刑事裁判と比較して、裁判所も全く変わっているのではないかと思います。裁判員の方が参加されるようになって、今までは、刑事部に来るお客さんは被告人、検察官、弁護士あるいはその関係者の方しか来ていませんでしたが、一般の方がお見えになると言うことで、まず、裁判所職員の接遇とかそういう意識が改革されたと思います。審理のやり方についても、いかに分かりやすく進めていくかを考えていますし、今まで3人の裁判官でやっていたものが、裁判員の皆さんを合わせて9人になりますので、その意見集約をどのようにするかを考えるようになりました。裁判員のみなさんのご意見が出されるようになりまして、いろんな角度からものを見られ

るようになった、そういう意味では、非常に良いことではなかったかなと思います。

また、物的設備でもだいぶ違います。細かいようですが、法壇も従前より10センチ低いのです。法壇のつくりにも意味がありまして、裁判員の方も含めて9の方が法壇に並びますとすごく圧迫感をうけますし、また法壇の角の人もよく見えるように配慮されています。モニターも何処の裁判所にも備えています。見て、聞いて、分かる法廷が理想ですので、それを実現するためにいろいろな工夫をしているのです。

○ 裁判員裁判が始まって、量刑が変わってしまったということはあるのですか。

○ (片山委員) 当初、量刑が重いか軽いかどちらかによってしまうことを危惧していたのですが、実際に始まってみると非常に常識的な結論だろうと思います。

□ (深沢委員) 量刑には幅がありますが、その幅を超えている判決はあまりないのではないかと思います。

○ 量刑については、先ほどお話しに出た公判前整理手続で相当つめられていて、裁判員の意見があまり反映されないということはあるのでしょうか。

□ (深沢委員) それは全くありません。公判前整理手続は、双方の主張をつけ合わせて、争点を整理するだけです。裁判官は、証拠の内容について、公判まで見ることはありませんし、勝負は裁判員の皆さんも入る法廷の中で証拠を見てから決めるということになります。

○ 裁判員裁判では、証拠の隠し球を持っていて、突然、証拠を出すということはあるのですか。

□ (深沢委員) それはやむを得ない事由がないと駄目ということになっています。

- 先ほど法壇が10センチ低くなったという話がありましたが、法壇が物理的な面だけではなく、心理的にも高いと感じられていた面があると思います。裁判員制度が始まって、その法壇の心理的な高さが低くなるのではないかと期待しています。裁判員裁判については、民意が反映できているかが鍵になると思いますが、裁判員制度の3年後の見直しの議論のときには、裁判員経験者が守秘義務を取り払って評議についての感想や経験を率直に伝える場があって、見直しに反映できるような問題点をしっかりと出せる方が良くと個人的には考えています。
- 裁判員経験者の感想等については、アンケート項目を設定した上で、しっかりとアンケートに回答してもらっています。また、裁判員経験者を集めての意見交換会が全国的に行われています。
- アンケート項目の内容が、役に立つ材料となっているかが大事だと思いますが、どのように決められているのですか。また、そのアンケート項目は公表されているのですか。
- 最高裁判所に設置されている「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」において、どのようなアンケート項目にするのか議論した上で決められました。そして、裁判員経験者へのアンケートの結果については毎年公表されており、最高裁のホームページで見ることができます。
- 来年の裁判員裁判の3年後見直しについては、地方裁判所も見直しについて意見が言えるのでしょうか。
- その点について特に情報を得てはいませんが、弁護士会の方では、意見について何か聞いていますか。
- (深澤委員) 多分意見を求められると思いますし、仮に求められなくとも意見を出すと思います。
- 先ほどの裁判員の状況説明の中で、「審理内容の理解のしやすさ」の数値が落ちているのは、どのような原因でしょうか。裁判員は毎回初め

ての方が裁判をすることになります。裁判所も導入の際には初心者だったから、必死だったと思いますが、少し経って、業界の慣れのようなものが出てきて、裁判員は毎回初めてだということが少し忘れられているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

□（深沢委員）私，個人としては，そのようなことはないですね。やはり，裁判員の方に分かっていただけいているかなと絶えず気にして審理を進めております。例えば，なるべく1時間ぐらいで休憩をとるようにして集中力を保てるようにしたり，補充質問をする前には休廷して疑問点などを質問できるようにしたりとかですね。

ただ，最初は1件だけの殺人事件というような単純な事件が多かったのが，例えば，それに強盗や覚せい剤の事件などが絡んで複雑な事件が増えて，事件の全体像をつかみにくくなってきたという面はあるかも知れません。

○（片山委員）先日，全国の次席検事が集まる会議があったのですが，その中の議題の一つがまさに「審理内容の理解のしやすさ」が下がっているということでした。そのときの指摘の一つとして，検察官もある程度裁判員裁判に慣れてきて，非常に多くのことを裁判員に分かってもらおうと詰め込みすぎているのではないか，もっとシンプルにそぎ落とした主張立証を行う必要があるのではないかということがありました。

■ 今，質問された事柄は非常に重要な問題であると思います。裁判員裁判では，分かりやすく審理が行われて初めて，議論が充実して，良い意見・判断がされるということでしょうから，法曹の間でしっかり議論していかなければならないテーマだと思っております。

○ 先ほど刑事事件を傍聴させていただいて，正直，進行のスピードが早く，どのような手続きをしているのか把握するだけでもなかなか大変だなと感じました。また，先ほどの事件で甲何号証などの用語が出ていま

したが、専門用語も分かりにくいところもあります。予め裁判員となる方に対して、刑事事件の進行や専門用語について事前に教える機会があるのですか。

□（深沢委員）私は、まず裁判員の皆さんに誰もいない法廷に座ってもらって、法廷に慣れてもらうようにしています。そして、法廷に、どこに、誰が座っているという話から始めるようにしています。もちろん、刑事事件の進行についても説明しますが、法廷でも甲何号証などの専門用語はなるべく使わないようにしています。

○ 裁判員裁判が導入された一番大きな目的はどのようなところにあるのでしょうか。やはり目的は一般人の感覚を裁判に取り入れるということなのではないでしょうか。

■ 裁判員制度の法律では、国民の視点を裁判に取り入れるという非常に抽象的な目的が書かれており、これは受け止める方それぞれによって違いがあると思いますが、私自身は、裁判員裁判が実施されることで、刑事裁判が国民的基盤に立った裁判になることだと思っています。既に当地域でも100人を超える方が裁判員として実際の裁判に参加されています。経験者が増えていくほど、裁判所や裁判の仕組みについて良く理解していただけるでしょうし、また、自分に身近な人が裁判を実際に支えているということが伝わっていくことで、裁判の結果に対する国民の皆さんの受け止め方も変わってくるのではないかと考えています。

○（深沢委員）私個人としては、裁判員裁判が実施されることで、民主主義、国民主権を国民が理解する契機となるのではないかと考えています。司法、裁判も、もとは国民の権利に基づいているんだという民主主義を根付かせる契機となるのではないかと考えています。

○（片山委員）国会や内閣とは違って司法は国民的基盤に立っているのかという議論から裁判員裁判が始まっていることは事実だと思うのです。

が、私としては、裁判員の皆さんに参加していただいた結果として、この判決は軽すぎるのではないかと、重すぎるのではないかとという議論についても、そんなに一般の感覚とは異ならないのではないかと感じていただけるのではないかと考えています。

○ 専門家集団の感覚ではなく、一般私人が参加することによって、一般の人はこのように考えるんだという素人の感覚を感じてもらうことによって、国民のチェックが働くようになると言えるのではないのでしょうか。

■ 現在、平成24年度の裁判員候補者名簿の作成作業が進んでいますが、2千数百人の方に候補者名簿に登載されましたという通知を送付する予定です。このように、県民の皆さんにも、ご負担をかけることとなりますので、それだけの効果、効用がないと定着していけない制度ではないかと個人的には考えています。

○ 裁判員裁判に参加することによって、国民にとって刑事裁判が非常に身近なものとして捉えるようになると思います。すると、犯罪の抑止力という面でも効果があるのではないのでしょうか。

○ 行政では、行政サービスを受けるから身近に感じますが、裁判では悪いことをしない限り、あまり接することがありませんので、裁判は専門家の方にお任せするという感覚があったと思います。政治不信などと言われている中で、やれば自分たちもできる、裁判員制度を通じて国に参加しているという効果もあるのではないのでしょうか。

○ 裁判員のアンケート結果で、裁判員をやる前は裁判員をやりたくないと思っていた方が、裁判員をやって良かったと思う方が思った以上に多いというのは非常に良いことだと思いますし、国民の社会への参加意欲につながるのではないかと考えています。

○ 裁判員の感想で裁判員裁判をやって良かったという方がこんなにいるのはとても良いことだと思うので、このようなアンケート結果を広報に

うまく使って裁判員制度をPRして行ってほしいと思います。それから、今日の法廷を見て、裁判長が腰の悪い被告人を気遣って、着席するよう声をかけていて、優しい裁判官だなと感じました。

以 上